

福岡県公報

平成27年4月24日
第3688号

目次

告示(第421号-第446号)

○漁業災害補償法に基づく特定第2号漁業者の同意	(水産振興課)	2
○漁船損害等補償法第112条第1項の規定による同意	(漁業管理課)	2
○都市計画事業の事業計画の変更の認可	(下水道課)	2
○土砂災害警戒区域の指定の解除	(砂防課)	3
○土砂災害特別警戒区域の指定の解除	(砂防課)	3
○土砂災害警戒区域の指定	(砂防課)	3
○土砂災害特別警戒区域の指定	(砂防課)	4
○土砂災害警戒区域の指定の解除	(砂防課)	4
○土砂災害特別警戒区域の指定の解除	(砂防課)	4
○土砂災害警戒区域の指定	(砂防課)	4
○土砂災害特別警戒区域の指定	(砂防課)	5
○土砂災害警戒区域の指定の解除	(砂防課)	5
○土砂災害特別警戒区域の指定の解除	(砂防課)	5
○土砂災害警戒区域の指定	(砂防課)	5
○土砂災害警戒区域の指定	(砂防課)	6
○土砂災害特別警戒区域の指定	(砂防課)	6
○都市計画法の開発許可に係る区域指定	(都市計画課)	6
○急傾斜地崩壊危険区域の指定	(砂防課)	6
○急傾斜地崩壊危険区域の指定	(砂防課)	7
○福岡県領収証紙売りさばき人の指定事項の変更	(会計管理局会計課)	7
○福岡県領収証紙売りさばき人の指定の取消し	(会計管理局会計課)	7

○福岡県領収証紙売りさばき人の指定	(会計管理局会計課)	7
○道路の供用の開始	(道路維持課)	8
○議会の議員その他の非常勤の職員の公務災害等補償に関する条例に基づく介護補償の額の一部改正	(総務事務センター)	8
○議会の議員その他の非常勤の職員の公務災害等補償に関する条例に基づく介護補償の額	(総務事務センター)	8
○福岡県農業改良資金貸付金及び林業・木材産業改善資金貸付金の債権回収業務の委託	(団体指導課)	8
○土地改良区の定款の変更の認可	(農村森林整備課)	9
○県営土地改良事業の工事の完了	(農村森林整備課)	9
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	9
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	9
○県営土地改良事業の工事の完了	(農村森林整備課)	9
○落札者等の公示	(税務課)	9
○落札者等の公示	(税務課)	10
○落札者等の公示	(警察本部会計課)	10
○落札者等の公示	(警察本部会計課)	11
○落札者等の公示	(警察本部会計課)	11
○落札者等の公示	(警察本部会計課)	12
○落札者等の公示	(警察本部会計課)	12
○福岡県営住宅の駐車場の利用料金等の承認	(県営住宅課)	13
○条例の制定若しくは改廃の請求又は監査の請求をする場合の選挙権を有する者の総数の50分の1の数	(市町村支援課)	13
○県議会の解散の請求又は県知事等の解職を請求する場合の選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数	(市町村支援課)	13
○県議会議員の解職の請求をする場合の各選挙区ごとの選挙権を有する者の総数の3分の1の数	(市町村支援課)	13

- 監査結果の報告に係る措置の公表 (監査委員事務局監査第一課)14
- 監査結果の報告に係る措置の公表 (監査委員事務局監査第一課)21
- 監査結果の報告に係る措置の公表 (監査委員事務局監査第二課)24
- 福岡県行政手続条例に基づく意見募
(警察本部交通企画課警察本部交通企画課)27
- 平成28年度福岡県農業大学の学生の募集 (経営技術支援課)27

告 示

福岡県告示第421号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定による次の届出に係る特定第2号漁業者の同意は、同法第108条第2項に規定する要件に適合すると認められるので、同条第5項において準用する同法第105条の2第4項の規定により公示する。

平成27年4月24日

福岡県知事 小川 洋

発起人の住所及び氏名並びに区域及び区分

住 所	氏 名	区 域 (漁業共済の加入区の名称)	区 分
糸島市二丈吉井	梅 本 千利志	糸島漁業協同組合の地区のうち旧福吉漁業協同組合の地区(福吉加入区)	二双吾智網漁業
〃	梅 本 芳 則		
糸島市加布里	鍋 島 民 生	糸島漁業協同組合の地区のうち旧加布里漁業協同組合の地区(加布里加入区)	小型底びき網漁業、小型特定漁業及び小型一般漁業
〃	古 川 芳 治		
糸島市志摩船越	仲 西 義 勝	糸島漁業協同組合の地区のうち旧船越漁業協同組合の地区(船越加入区)	小型船びき網漁業
〃	藤 野 一 豊		
糸島市志摩船越	仲 西 福 実	糸島漁業協同組合の地区のうち旧船越漁業協同組合の地区(船越加入区)	いわし揚繰網漁業及び二双吾智網漁業
〃	仲 西 学		
糸島市志摩岐志	松 前 龍 吉	糸島漁業協同組合の地区のうち旧岐志新町漁業協同組合の地区(岐志新町加入区)	二双吾智網漁業
〃	土井良 剛		
糸島市志摩	吉 村 隆 雄	糸島漁業協同組合の地区のうち	小型船びき網漁業、小型特

姫島	森 菊 夫	旧姫島漁業協同組合の地区(姫島加入区)	定漁業、小型一般漁業及び小型定置網漁業
糸島市志摩野北	西 崎 秀 太	糸島漁業協同組合の地区のうち旧野北漁業協同組合の地区(野北加入区)	総トン数10トン以上100トン未満の漁船により営む漁業
〃	西 崎 武 幸		
福岡市東区大字弘	今 泉 末 次	福岡市漁業協同組合の地区のうち旧弘漁業協同組合の地区(弘加入区)	小型特定漁業及び小型一般漁業
〃	松 田 修		
福津市津屋崎	赤 間 幸 明	宗像漁業協同組合の地区のうち旧津屋崎漁業協同組合の地区(津屋崎加入区)	小型底びき網漁業、小型特定漁業、小型一般漁業、小型定置網漁業及び総トン数10トン以上100トン未満の漁船により営む漁業
福津市渡	永 島 孝 人		
宗像市大島	上 野 和 行 古 賀 政 治	宗像漁業協同組合の地区のうち旧大島漁業協同組合の地区(大島加入区)	小型特定漁業及び小型一般漁業
〃			
宗像市鐘崎	廣 橋 幸 年 男 縄 田 利 男	宗像漁業協同組合の地区のうち旧鐘崎漁業協同組合の地区(鐘崎加入区)	総トン数10トン以上100トン未満の漁船により営む漁業であって一般まき網漁業以外の漁業
〃			
宗像市鐘崎	岩 瀬 政 敏 刀 根 孝 幸	宗像漁業協同組合の地区のうち旧鐘崎漁業協同組合の地区(鐘崎加入区)	小型船びき網漁業、小型特定漁業及び小型一般漁業
〃			

福岡県告示第422号

次の加入区について、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意があったものと認めるので、同法第112条の2第3項の規定により公示する。

平成27年4月24日

福岡県知事 小川 洋

加入区の名称 馬島加入区

福岡県告示第423号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、平成24年3月28日福岡県告示第536号遠賀都市計画下水道事業遠賀公共下水道の事業計画の変更を認可

したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成27年4月24日

福岡県知事 小川 洋

1 施行者の名称

遠賀町

2 都市計画事業の種類及び名称

遠賀都市計画下水道事業遠賀公共下水道

3 事業施行期間

平成8年7月24日から平成33年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

平成24年福岡県告示第536号の事業地に次の区域を加える。

遠賀町田園一丁目の全部、同町大字尾崎字高山及び字上ノ越の各字の一部、同町大字広渡字安丸、字観ノ目、字寫田、字江頭及び字長江の各字の一部、同町大字別府字鶴埜、字内牟田、字門前、字南及び字宮ノ前の各字の一部、同町大字今古賀字新川の一部、同町大字木守字夫入道、字江端、字南溝端、字北溝端、字井樋口及び字牟田口の各字の一部

平成24年福岡県告示第536号の事業地のうち次の地内において事業地を変更する。

遠賀町田園二丁目及び田園三丁目の各丁目の一部、同町大字鬼津字内善及び字古作の各字の一部、同町大字広渡字前田及び字井地の各字の一部、同町大字別府字松ヶ崎の一部、同町大字木守字土手外の一部

(2) 使用の部分

なし

福岡県告示第424号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき指定した土砂災害警戒区域（平成25年11月福岡県告

示第1768号）のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第6項において準用する同条第4項の規定により公示する。

平成27年4月24日

福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
新手川	北九州市小倉南区沼緑町二丁目、葛原高松一丁目、葛原本町五丁目及び大字葛原（別紙図面1に示す区域のとおり）	土石流

備考 別紙図面は省略し、その図面を北九州市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第425号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定に基づき指定した土砂災害特別警戒区域（平成25年11月福岡県告示第1769号）のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第9項において準用する同条第4項の規定により公示する。

平成27年4月24日

福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
新手川	北九州市小倉南区沼緑町二丁目、葛原高松一丁目、葛原本町五丁目及び大字葛原（別紙図面1に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面1に記載する表のとおり

備考 別紙図面は省略し、その図面を北九州市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第426号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

平成27年4月24日

福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
新手川	北九州市小倉南区沼緑町二丁目、葛原高松一丁目、葛原本町五丁目及び大字沼（別紙図面1に示す区域のとおり）	土石流

備考 別紙図面は省略し、その図面を北九州市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第427号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成27年4月24日

福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
新手川	北九州市小倉南区沼緑町二丁目、葛原高松一丁目、葛原本町五丁目及び大字沼（別紙図面1に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面1に記載する表のとおり

備考 別紙図面は省略し、その図面を北九州市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第428号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき指定した土砂災害警戒区域（平成25年3月福岡県告示第507号）のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第6項において準用する同条第4項の規定により公示する。

平成27年4月24日

福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
黒川(k)	北九州市門司区黒川及び黒川西二丁目（別紙図面1に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

備考 別紙図面は省略し、その図面を北九州市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第429号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定に基づき指定した土砂災害特別警戒区域（平成25年3月福岡県告示第508号）のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第9項において準用する同条第4項の規定により公示する。

平成27年4月24日

福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
黒川(k)	北九州市門司区黒川及び黒川西二丁目（別紙図面1に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面1に記載する表のとおり

備考 別紙図面は省略し、その図面を北九州市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第430号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

平成27年4月24日

福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
-------	-------	---------------------

小森江川2	北九州市門司区北川町、片上町、小森江一丁目及び二丁目（別紙図面1に示す区域のとおり）	土石流
黒川(k)	北九州市門司区黒川及び黒川西二丁目（別紙図面2に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

備考 別紙図面は省略し、その図面を北九州市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第431号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成27年4月24日

福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
小森江川2	北九州市門司区北川町、片上町、小森江一丁目及び二丁目（別紙図面1に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面1に記載する表のとおり
黒川(k)	北九州市門司区黒川及び黒川西二丁目（別紙図面2に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面2に記載する表のとおり

備考 別紙図面は省略し、その図面を北九州市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第432号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき指定した土砂災害警戒区域（平成25年11月福岡県告示第1766号）のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第6項において準用する同条第4項の規定により公示する。

平成27年4月24日

福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

板櫃町-2	北九州市小倉北区板櫃町（別紙図面1に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
-------	-----------------------------	---------

備考 別紙図面は省略し、その図面を北九州市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第433号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定に基づき指定した土砂災害特別警戒区域（平成25年11月福岡県告示第1767号）のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第9項において準用する同条第4項の規定により公示する。

平成27年4月24日

福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
板櫃町-2	北九州市小倉北区板櫃町（別紙図面1に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面1に記載する表のとおり

備考 別紙図面は省略し、その図面を北九州市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第434号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

平成27年4月24日

福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
板櫃町-2	北九州市小倉北区板櫃町（別紙図面1に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

備考 別紙図面は省略し、その図面を北九州市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第435号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

平成27年4月24日

福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
七重(A)	中間市七重町（別紙図面1に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

備考 別紙図面は省略し、その図面を中間市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第436号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成27年4月24日

福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
七重(A)	中間市七重町（別紙図面1に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面1に記載する表のとおり

備考 別紙図面は省略し、その図面を中間市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第437号

福岡県都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例（平成16年福岡県条例第21号）第4条第1項の規定により、都市計画法（昭和43年法律第100号）第34条第11号に規定する条例で指定する土地の区域を指定したので、同条例第4条第4項の規定により

次のとおり告示する。

なお、指定した土地の区域を示す図面は、福岡県建築都市部都市計画課及び糸島市建設都市部都市計画課において縦覧に供する。

平成27年4月24日

福岡県知事 小川 洋

- 1 指定した土地の区域の名称
糸島市志登地区
- 2 指定した土地の区域
糸島市志登及び波多江駅北二丁目の各一部

福岡県告示第438号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定するので、同条第3項の規定により公示する。

平成27年4月24日

福岡県知事 小川 洋

- 1 区域の名称 一木
- 2 区域の所在地 京都郡みやこ町犀川大熊字牛ヶ迫、字内屋敷、字屋敷、字城山
- 3 土地の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱番号1号から17号までを順次結んだ線及び標柱番号1号と17号とを結んだ線に囲まれた区域

所在地	地番	標柱番号
京都郡みやこ町犀川大熊字牛ヶ迫	200番3	1号
	211番	2号から4号まで
	218番	5号
	221番	6号
	220番	7号
	209番2	17号
京都郡みやこ町犀川大熊字内屋敷	329番	8号及び9号
	325番	10号及び11号
	228番	12号及び13号
京都郡みやこ町犀川大熊字屋敷	231番1	14号

	231番2	15号
京都郡みやこ町犀川大熊字城山	208番	16号

福岡県告示第439号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定するので、同条第3項の規定により公示する。

平成27年4月24日

福岡県知事 小川 洋

- 1 区域の名称 宮日田
- 2 区域の所在地 宮若市金生字宮日田
- 3 土地の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱番号1号から12号までを順次結んだ線及び標柱番号1号と12号とを結んだ線に囲まれた区域

所在地	地番	標柱番号
宮若市金生字宮日田	1420番2	1号
	1419番2	2号
	1399番7	3号
	1339番26	4号及び5号
	1339番11	6号
	1339番13	7号
	1464番	8号及び9号
	1473番1	10号
	1461番	11号
	1448番2	12号

福岡県告示第440号

次のように福岡県領収証紙の売りさばき人の指定事項を変更したので告示する。

平成27年4月24日

福岡県知事 小川 洋

売りさばき人証番号	売りさばき人の住所及び氏名	売りさばき所	変更年月日

新	32	福岡市中央区天神二丁目13番1号 株式会社福岡銀行	福岡市中央区天神二丁目13番1号 株式会社福岡銀行本店ほか54箇所 (今回変更した売りさばき所) 福岡市中央区薬院三丁目16番21号 株式会社福岡銀行 薬院支店	平成27年 4月13日
旧		株式会社福岡銀行	福岡市中央区天神二丁目13番1号 株式会社福岡銀行本店ほか54箇所 (今回変更した売りさばき所) 福岡市中央区薬院二丁目17番24号 株式会社福岡銀行 薬院支店	

福岡県告示第441号

次のように福岡県領収証紙の売りさばき人の指定を取り消したので、福岡県領収証紙条例（昭和39年福岡県条例第48号）第3条第2項の規定により告示する。

平成27年4月24日

福岡県知事 小川 洋

売りさばき人証番号	売りさばき人の住所及び氏名	売りさばき所	取消年月日
525	福岡市博多区博多駅前一丁目19番3号 株式会社セイビ九州	福岡市城南区鳥飼五丁目2番25号 福岡市城南区保健福祉センター内	平成27年 3月31日

福岡県告示第442号

福岡県領収証紙条例（昭和39年福岡県条例第48号）第3条第1項の規定に基づき、次のように福岡県領収証紙の売りさばき人を指定したので、同条第2項の規定により告示する。

平成27年4月24日

福岡県知事 小川 洋

売りさばき人証番号	売りさばき人の住所及び氏名	売りさばき所	指定年月日
526	福岡市博多区博多駅前三丁目23番17号 株式会社ビルマネージメント	福岡市城南区鳥飼五丁目2番25号 福岡市城南区保健福祉センター内	平成27年 4月7日

福岡県告示第443号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成27年4月24日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成27年4月24日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
朝倉	386号	朝倉市杷木穂坂121番1先から朝倉市杷木穂坂123番先まで

福岡県告示第444号

議会の議員その他の非常勤の職員の公務災害等補償に関する条例に基づく介護補償の額（平成24年5月福岡県告示第940号）の一部を次のように改正する。

平成27年4月24日

福岡県知事 小川 洋

「平成24年4月1日以後」を「平成24年4月1日から平成27年3月31日まで」に改める。

福岡県告示第445号

議会の議員その他の非常勤の職員の公務災害等補償に関する条例（昭和43年福岡県条例第4号。以下「条例」という。）第9条の2の規定に基づき、介護補償として支給する額を次のように定め、平成27年4月1日以後の期間に係る介護補償について適用する。

平成27年4月24日

福岡県知事 小川 洋

条例第9条の2の知事が定める金額は、次の表の左欄に掲げる介護を要する状態の区

分に応じ、同表の中欄に掲げる介護を受けた日の区分ごとにそれぞれ同表の右欄に掲げる金額とする。

介護を要する状態の区分	介護を受けた日の区分	金額
常時介護を要する状態	1 1の月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき（次号に掲げる場合を除く。）。	その月における介護に要する費用として支出された費用の額（その額が104,570円を超えるときは、104,570円）
	2 1の月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあつては、当該介護に要する費用として支出された額が56,790円以下であるときに限る。）。	月額56,790円（新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月にあつては、介護に要する費用として支出された額）
随時介護を要する状態	1 1の月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき（次号に掲げる場合を除く。）。	その月における介護に要する費用として支出された費用の額（その額が52,290円を超えるときは、52,290円）
	2 1の月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあつては、当該介護に要する費用として支出された額が28,400円以下であるときに限る。）。	月額28,400円（新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月にあつては、介護に要する費用として支出された額）

福岡県告示第446号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、福岡県農業改良資金貸付金及び林業・木材産業改善資金貸付金の債権回収業務を次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成27年4月24日

福岡県知事 小川 洋

- 1 委託先 ニッテレ債権回収株式会社
- 2 所在地 東京都港区芝浦三丁目16番20号
- 3 委託期間 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで

公告

公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第3項の規定により公告する。

平成27年4月24日

福岡県知事 小川 洋

土地改良区名	認可年月日
上城井土地改良区 城井郷土地改良区 前田土地改良区	平成27年4月10日

公告

県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定により次のように公告する。

平成27年4月24日

福岡県知事 小川 洋

県営土地改良事業の名称	工事を完了した時期
区画整理事業（八女東部第2地区）	平成27年3月16日

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項により公告する。

平成27年4月24日

福岡県知事 小川 洋

- 開発区域に含まれる地域の名称
柳川市西蒲池字高五275番1、275番2、276番2、276番3、276番5、277番4、277番8、277番9、286番2、288番17、字扇ノ内307番1、308番3、312番3、312番

4、313番2、313番2・315番1合併2、313番4、字将監坊292番5、293番5及び294番5

- 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

大牟田市大字草木1242番地

株式会社 ケイ・エス・ゴルフガーデン

代表取締役 菰原 隆一

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項により公告する。

平成27年4月24日

福岡県知事 小川 洋

- 開発区域に含まれる地域の名称
太宰府市御笠一丁目440番13、441番1及び444番3
- 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
太宰府市五条二丁目1番17号
有限会社 ペテック
代表取締役 福本 康弘

公告

県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定により次のように公告する。

平成27年4月24日

福岡県知事 小川 洋

県営土地改良事業の名称	工事を完了した時期
農業用排水施設整備事業（柳川地区）	平成27年5月28日

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

平成27年4月24日

福岡県知事 小 川 洋

- 1 契約に係る特定役務の名称
税務システム用機器等の保守業務委託
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
 - (1) 部局の名称
福岡県総務部税務課
 - (2) 所在地
福岡市博多区東公園7番7号
- 3 契約の相手方を決定した日
平成27年4月1日
- 4 契約の相手方の氏名及び住所
 - (1) 氏名
日本電気株式会社九州支社
 - (2) 住所
福岡市博多区御供所町1番1号
- 5 契約金額
32,400,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約を行った理由
政府調達に関する協定第15条1(d)に該当

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

平成27年4月24日

福岡県知事 小 川 洋

- 1 契約に係る特定役務の名称

税務電算処理システム運用管理等業務委託

- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
 - (1) 部局の名称
福岡県総務部税務課
 - (2) 所在地
福岡市博多区東公園7番7号
- 3 契約の相手方を決定した日
平成27年4月1日
- 4 契約の相手方の氏名及び住所
 - (1) 氏名
株式会社B C C
 - (2) 住所
福岡市中央区六本松二丁目12番19号
- 5 契約金額
47,304,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約を行った理由
政府調達に関する協定第15条1(d)に該当

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

平成27年4月24日

福岡県知事 小 川 洋

- 1 契約に係る物品の名称
車両用燃料（ガソリン・軽油ローリー給油）単価契約
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
 - (1) 部局の名称
福岡県警察本部総務部会計課

(2) 所在地
福岡市博多区東公園7番7号

3 契約の相手方を決定した日
平成27年3月17日

4 契約の相手方の氏名及び住所

(1) 氏名

増田石油株式会社

(2) 住所

福岡市中央区大手門三丁目4番5号

5 落札金額
71,320,800円

6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札

7 入札公告
平成27年1月30日

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

平成27年4月24日

福岡県知事 小川 洋

1 契約に係る物品の名称
普通乗用車・軽乗用車賃貸借単価契約

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 部局の名称

福岡県警察本部総務部会計課

(2) 所在地

福岡市博多区東公園7番7号

3 契約の相手方を決定した日
平成27年3月17日

4 契約の相手方の氏名及び住所

(1) 氏名

株式会社トヨタレンタリース福岡

(2) 住所

福岡市博多区東光寺町一丁目1番1号

5 落札金額
26,847,720円

6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札

7 入札公告
平成27年1月30日

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

平成27年4月24日

福岡県知事 小川 洋

1 落札に係る契約の名称

警察官被服（男性警察官用夏服上衣ほか）単価契約

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 部局の名称

福岡県警察本部総務部会計課

(2) 所在地

福岡市博多区東公園7番7号

3 契約の相手方を決定した日
平成27年4月1日

4 契約の相手方の氏名及び住所

(1) 氏名

株式会社武田商店九州支社

(2) 住所

福岡市早良区原四丁目23-15-403

- 5 落札金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）
40,456,800円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告日
平成27年2月17日

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

平成27年4月24日

福岡県知事 小 川 洋

- 1 落札に係る契約の名称
警察官被服（男性警察官用合服上衣ほか）単価契約
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
(1) 部局の名称
福岡県警察本部総務部会計課
(2) 所在地
福岡市博多区東公園7番7号
- 3 契約の相手方を決定した日
平成27年4月1日
- 4 契約の相手方の氏名及び住所
(1) 氏名
音伍繊維工業株式会社
(2) 住所
福岡市東区多の津四丁目6番18号
- 5 落札金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）
65,642,400円
- 6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

- 7 入札公告
平成27年2月17日

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

平成27年4月24日

福岡県知事 小 川 洋

- 1 落札に係る契約の名称
警察官被服（男性警察官用冬服上衣ほか）単価契約
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
(1) 部局の名称
福岡県警察本部総務部会計課
(2) 所在地
福岡市博多区東公園7番7号
- 3 契約の相手方を決定した日
平成27年4月1日
- 4 契約の相手方の氏名及び住所
(1) 氏名
株式会社博多大丸
(2) 住所
福岡市中央区天神一丁目4番1号
- 5 落札金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）
63,647,640円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告
平成27年2月17日

公告

福岡県営住宅条例（平成9年福岡県条例第69号）第68条第2項及び第3項の規定に基づき、福岡県営住宅の駐車場の利用料金等を承認したので、同条第4項の規定により次のように公示する。

平成27年4月24日

福岡県知事 小川 洋

名称、位置及び利用料金等

名称	位置	駐車料等		承認年月日
		利用料金 (月額)	保証金	
福岡県営貴船住宅	嘉穂郡桂川町	3,000円	9,000円	平成27年4月7日

選挙管理委員会

福岡県選挙管理委員会告示第47号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項の規定に基づく県条例の制定若しくは改廃の請求又は同法第75条第1項の規定に基づく県の事務の執行に関する監査の請求をする場合の選挙権を有する者の総数の50分の1の数は、平成27年3月2日現在における選挙人名簿により、次のようになった。

平成27年4月24日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井 克己

82,637

福岡県選挙管理委員会告示第48号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第76条第1項の規定に基づく県議会の解散の請求、同法第81条第1項の規定に基づく知事の解職の請求若しくは同法第86条第1項の規定に基づく副知事、県の選挙管理委員、県の監査委員若しくは公安委員会の委員の解職の請求又は地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定に基づく県の教育委員会の委員の解職の請求をする場合の選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と

40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数は、平成27年3月2日現在における選挙人名簿により、次のようになった。

平成27年4月24日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井 克己

616,476

福岡県選挙管理委員会告示第49号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第80条第1項の規定に基づく県議会の議員の解職の請求をする場合の各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、平成27年3月2日現在における選挙人名簿により、次のようになった。

平成27年4月24日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井 克己

選挙区名	選挙権を有する者の総数の3分の1の数
北九州市門司区	28,865
北九州市小倉北区	49,865
北九州市小倉南区	57,650
北九州市若松区	23,180
北九州市八幡東区	19,741
北九州市八幡西区	69,837
北九州市戸畑区	16,298
福岡市東区	77,585
福岡市博多区	58,981
福岡市中央区	49,884
福岡市南区	67,665
福岡市城南区	33,190
福岡市早良区	56,842
福岡市西区	52,680
大牟田市	33,745
久留米市	81,585
直方市	15,841
飯塚市・嘉穂郡	39,578
田川市	13,557
柳川市	19,092
八女市	11,186
筑後市	13,013
大川市・三潞郡	13,920

行橋市	19,667
中間市	12,268
小郡市・三井郡	19,828
筑紫野市	27,206
春日市	29,157
大野城市	25,940
宗像市	26,178
太宰府市	19,123
古賀市	15,555
福津市	16,023
うきは市	8,569
宮若市・鞍手郡	15,138
嘉麻市	11,506
朝倉市・朝倉郡	24,040
みやま市	11,079
前原市・糸島郡	26,894
筑紫郡	12,866
糟屋郡	58,323
遠賀郡	26,202
八女郡	12,699
田川郡	23,014
京都郡	15,431
築上郡・豊前市	16,796

監査委員会

監査公表第8号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により報告した本庁定期監査結果の報告（平成26年11月10日26監総第465号）に基づき、知事から措置を講じた旨の通知があったので、同条第12項の規定により、次のとおり公表する。

平成27年4月24日

福岡県監査委員	山下 芳郎
同	伊藤 龍峰
同	行正 晴實
同	井本 邦彦

26 行経第 1730 号

平成 27 年 3 月 25 日

福岡県監査委員 小 串 正 伸 殿
 同 伊 藤 龍 峰 殿
 同 行 正 晴 實 殿
 同 井 本 邦 彦 殿

福岡県知事 小川 洋

監査の結果に係る措置について（通知）

平成 26 年 11 月 10 日 26 監総第 465 号の監査結果の報告に基づき、次のとおり講じた措置について通知します。

記

指摘事項

対象機関名	監査の結果	講じた措置の内容
総務部 財産活用課	総合庁舎の行政財産の目的外使用において、使用許可がないまま倉庫が使用されていた。	使用許可がないまま倉庫が使用されている総合庁舎の現地確認を行い、本来支払わねばならないスペースの管理経費（平成 21 年度から 25 年度まで）について、福岡県職員労働組合及び福岡県職員互助会からそれぞれ平成 27 年 3 月中に全額徴収した。 今後このような事態が生じないよう管理担当者会議等で周知するとともに、当課の職員が直接総合庁舎に出向くなどして適正な維持管理が行われているかの点検を行う。
総務部防災危機管理局 消防防災指導課	委託契約において、契約金額が過大となっていた。	契約金額の誤りを防止するとともに、契約手続きの適正化を図るため、チェックリストを作成した。 起案者は、そのリストを基にチェックを行い、その結果を起案に添付することとした。

<p>保健医療介護部 保健衛生課</p>	<p>食糧費の資金前渡において、財務規則によらず、精算がなされていなかった。</p>	<p>職員の財務会計制度に関する知識、理解の向上を図るとともに、組織として会計処理の状況を常時管理し、適正な事務処理に努める。</p>
<p>保健医療介護部 医療指導課</p>	<p>領収証紙の消印において、財務規則で規定された消印が用いられていなかった。</p>	<p>関係職員に対し領収証紙用の消印と収入紙用の消印を混同することのないよう周知徹底を図り、消印の適正な取り扱いに努める。</p>
<p>商工部 中小企業経営金融課</p>	<p>小規模企業者等設備導入資金貸付金償還金において、収入未済額が前年度に比べて増加している。</p>	<p>事業継続中の延滞先に対しては、事業所訪問や組合及び組合員の決算書の徴求により定期的に経営状況を把握し、経営の安定化と償還指導により増額交渉に努めている。</p> <p>また、事業を休廃止している延滞先に対しては、連帯保証人の所得や資産調査を継続し、担保物件の処分や連帯保証人への督促等により延滞債権の回収に努めている。</p> <p>こうした取組みの成果もあり、26年度は複数の延滞先及び連帯保証人から償還金額を増額させることが出来た（5件、毎月340千円）。</p> <p>引き続き債権の回収及び増額交渉に努めていくとともに、回収困難な債権については徴収停止措置や不納欠損処理等の整理を迅速に進めていく。</p> <p>延滞先への債権回収に向けた取組みに加え、条件変更先への保証人調査の強化や中小機構のアドバイザー派遣事業の活用等により、新規延滞の発生防止に向けて一層努力していく。</p>

注意事項

対象部局名	監査の結果	講じた措置の内容
新社会推進部	JR 九州等を使用した出張において、「旅費」ではなく、「役務費」の「通信運搬費」で支出していた。	JR 九州等を使用した出張においては、通信運搬費での支出を改め、旅費で支出することとした。
	委託契約書において、財務規則によらず、暴力団排除条項の内容が、改正された「暴力団排除強化に係る契約内容」となっていなかった。	委託契約の締結に当たっては、改正後の暴力団排除条項を規定するよう職員に対し周知徹底を図るとともに、暴力団排除条項の内容に対するチェック体制を強化した。
	賃貸借契約において、財務規則によらず、暴力団排除条項の変更に関する協議がなされていなかった。	最新の暴力団排除条項を規定する賃貸借契約の変更について、複数の賃借人に対し、協議を行った。
	業務委託において、契約書に基づいた書面による承諾が行われなまま、再委託されていた。	平成 26 年度の業務委託において、再委託する場合は、書面による承諾手続きを行うことを徹底した。
	備品の処分において、廃棄物処理法に基づく産業廃棄物管理票等の確認を行っていなかった。	備品の処分においては、マニフェスト伝票、業者との契約書等の写しを提出させ、確認することとした。
	保健医療介護部	防疫用薬剤売払代において、財務規則によらず、調定が遅延していた。

保健医療介護部	医薬品製造許可手数料において、財務規則によらず、領収証紙の消印が漏れていた。	領収証紙の消印にあたっては、全ての証紙が漏れなく消印されているかの確認を、受付者、収入担当者、出納員が徹底して行うことで、適正な事務処理に努める。
	補助金交付要綱によらず、交付決定前の事業を補助対象としていた。	補助対象事業の期間について、疑義が生じないように、交付要綱に規定を追加し、適正な事務処理に努める。
	補助金の概算払において、支出命令書の会計管理局への持ち込みが翌年度 4 月 1 日となっていた。	補助金の支払い手続きに遅れが生じないように、事務の進捗を適切に管理し、適正な事務処理に努める。
	補助金の実績報告において、補助金交付要綱によらず、補助対象機関の提出が遅れていた。さらに、地方自治法施行令によらず、補助金の履行確認が行われていなかった。	実績報告の提出に係る事業者への指導及び履行状況の確認を適切に行い、適正な事務処理に努める。
	委託契約書において、財務規則によらず、暴力団排除条項の内容が、改正された「暴力団排除強化に係る契約内容」となっていなかった。	監査後、委託契約の締結にあたっては、改正後の暴力団排除強化に係る契約内容となっているかについて確認を徹底するよう、職員に対して、再度周知を図った。 なお、平成 26 年度の委託契約については、すべて改正後の暴力団排除強化に係る契約内容となっていた。

福祉労働部	<p>行政財産使用料において、財務規則によらず、調定が遅延していた。</p>	<p>チェック体制を強化するとともに、職員に対し財務規則に基づき事務処理を行うよう再度周知徹底を行った。</p>
	<p>心身障害者扶養共済制度掛金収入において、収入未済額が前年度に比べて増加している。</p>	<p>滞納者毎の状況を整理の上、長期滞納者に対しては市町村を通じて呼びかけを行うとともに、督促状発送後の納付を繰り返す者に対しては電話連絡による早期納付の呼びかけ等を実施した。</p> <p>未収金防止策としては、市町村を通じ新規加入者への制度周知を図った。</p> <p>これらの取組みの結果、平成 26 年度には 2 名について滞納分全額が納付され、1 名については支払困難との判断から自主脱退となった。</p> <p>また、収入未済の解消に向けた未収金回収のためのマニュアルを作成した。今後はマニュアルに基づき回収のための取組を実施予定である。</p>
商工部	<p>試験及び免状交付手数料において、財務規則によらず、領収証紙の消印が漏れていた。</p>	<p>消印及び日計表の確認を複数人で行うことで、再発防止に努める。</p>
農林水産部	<p>使用貸借契約において、財務規則によらず、暴力団排除条項の変更に関する協議がなされていなかった。</p>	<p>暴力団排除条項を追加し、変更契約を締結済みである。</p> <p>今後は、暴力団排除条例に係る契約締結の際は、最新の暴力団排除条項を明記することとする。</p>

建築都市部	福岡県住宅管理特別会計住宅管理使用料において、収入未済額が前年度に比べて増加している。	<p>県営住宅家賃の滞納対策については、家賃納入の利便性・確実性を図るため、口座振替の積極的活用を推進するとともに生活保護世帯に対して生活保護費（住宅扶助費）の代理納付を促進している。</p> <p>滞納が生じた入居者に対しては、文書、面談、電話、夜間訪問による督促を繰り返し行っている。</p> <p>それでも支払わない入居者に対しては、住宅の明渡し請求、家賃等請求の訴えの提起並びに判決に基づく住宅明渡しの強制執行などを行い収入の確保と、滞納増加防止に努めている。</p> <p>又、退去滞納者に対しては、民間の債権回収会社に集金代行業務を委託している。</p> <p>今後も、この様な段階に応じた様々な対策を粘り強く実施し、一層の収入確保に努める。</p>
-------	---	---

監査公表第9号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により報告した農林水産部出先機関定期監査結果の報告（平成26年11月10日26監総第465号）に基づき、知事から措置を講じた旨の通知があったので、同条第12項の規定により、次のとおり公表する。

平成27年4月24日

福岡県監査委員	山下 芳 郎
同	伊 藤 龍 峰
同	行 正 晴 實
同	井 本 邦 彦

26農政第2392号

平成27年3月25日

福岡県監査委員 小 串 正 伸 殿
 同 伊 藤 龍 峰 殿
 同 行 正 晴 實 殿
 同 井 本 邦 彦 殿

福岡県知事 小川 洋

監査の結果に係る措置について(通知)

平成26年11月10日26監総第465号の監査結果の報告に基づき、次のとおり講じた措置について通知します。

記

1 指摘事項に対する措置

対象機関名	監査の結果	講じた措置の内容
福岡農林事務所	行政財産の使用許可において、使用状況の確認を行わないまま申請を進達したため、庁舎等維持負担金の調定を漏らしていた。(1件)	未納の庁舎等維持負担金については平成27年3月に全額納入済み。今後はこのようなことが生じないように、適切な庁舎管理に努める。
八幡農林事務所	行政財産の使用許可において、使用状況の確認を行わないまま申請を進達したため、庁舎等維持負担金の調定を漏らしていた。(1件)	未納の庁舎等維持負担金については平成27年3月に全額納入済み。今後はこのようなことが生じないように、適切な庁舎管理に努める。
行橋農林事務所	行政財産の使用許可において、使用状況の確認を行わないまま申請を進達したため、庁舎等維持負担金の調定を漏らしていた。(1件)	未納の庁舎等維持負担金については平成27年3月に全額納入済み。今後はこのようなことが生じないように、適切な庁舎管理に努める。
農業総合試験場 果樹苗木分場	光熱水費等において、支出科目を誤って支出していた。(1件)	財務規則第26条に基づき適切な予算科目にて支出を行う。

2 注意事項に対する措置

対象部局名	監査の結果	講じた措置の内容
農林水産部	契約において、暴力団排除強化にかかる契約内容となっていなかった。 (1件)	規則等の改正時には職員への周知を徹底し、さらに契約時には最新の内容であることを充分確認することとした。
	長期継続契約において、暴力団排除条項の変更に関する協議がなされていなかった。(2件)	暴力団排除条項に関する契約内容の変更について相手方と協議し、変更契約を行った。
	谷止工において、設計書に計上する数量を誤ったため、積算過大となっていた。(1件)	図面、数量計算書及び設計書について重点的にチェックする担当者を決める等チェック体制を強化する。
	法面工において、設計書に計上する数量を誤ったため、積算過小となっていた。 さらに、吐口工において、設計書と図面との数量が合致していなかった。 (1件)	図面、数量計算書及び設計書について重点的にチェックする担当者を決める等チェック体制を強化する。

監査公表第10号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により報告した県土整備部及び建築都市部出先機関定期監査結果の報告（平成26年11月10日26監総第465号）に基づき、知事から措置を講じた旨の通知があったので、同条第12項の規定により、次のとおり公表する。

平成27年4月24日

福岡県監査委員	山下芳郎
同	伊藤龍峰
同	行正晴實
同	井本邦彦

26 県土総第 2044 号

平成 27 年 3 月 25 日

福岡県監査委員 小 串 正 伸 殿
 同 伊 藤 龍 峰 殿
 同 行 正 晴 實 殿
 同 井 本 邦 彦 殿

福岡県知事 小川 洋

監査の結果に係る措置について（通知）

平成 26 年 11 月 10 日 26 監総第 465 号の監査結果の報告に基づき、次のとおり講じた措置について通知します。

記

指摘事項

対象機関名	監査の結果	講じた措置の内容
福岡県土整備事務所	行政財産の使用許可において、使用状況の確認を行わないまま申請を達したため、庁舎等維持負担金の調定を漏らしていた。	未納の庁舎等維持負担金については平成 27 年 3 月に全額納入済み。今後はこのようなことが生じないように、適切な庁舎管理に努める。
久留米県土整備事務所	工事の受託金収入において、調定遅延があった。	受託金調定一覧を作成し、所内関係部署の連携及びチェック体制を強化することで再発防止に努める。
京 築 県 土 整備事務所	行政財産の使用許可において、使用状況の確認を行わないまま申請を達したため、庁舎等維持負担金の調定を漏らしていた。	未納の庁舎等維持負担金については平成 27 年 3 月に全額納入済み。今後はこのようなことが生じないように、適切な庁舎管理に努める。
	道路工事において、ブロック積工のコンクリート計上を誤り、積算過小となっていた。	設計積算にあたっては、チェックシートの活用による条件、数量の確認を徹底し、再発防止に努める。
那珂県土整備事務所	行政財産の使用許可において、使用状況の確認を行わないまま申請を達したため、庁舎等維持負担金の調定を漏らしていた。	未納の庁舎等維持負担金については平成 27 年 3 月に全額納入済み。今後はこのようなことが生じないように、適切な庁舎管理に努める。

注意事項

対象部局名	監査の結果	講じた措置の内容
県土整備部	道路工事において、U型側溝の施工単価を誤り、積算過大となっていた。	設計積算にあたっては、チェックシートを活用による条件、数量の確認を徹底し、再発防止に努める。
	河川工事において、掘削土量の数量を誤り、積算過小となっていた。	設計積算にあたっては、チェックシートを活用による条件、数量の確認を徹底し、再発防止に努める。

公安委員会

福岡県公安委員会告示第133号

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第1項の規定に基づき、道路交通法に基づく自転車運転者講習の受講命令の基準（案）について、次のとおり意見を募集する。

平成27年4月24日

福岡県公安委員会

1 意見募集期間

平成27年4月16日から平成27年5月15日まで

2 概要、受付方法等

関連資料については、福岡県警察ホームページ（<http://www.police.pref.fukuoka.jp/>）に掲載するほか、福岡県警察本部交通部交通企画課に備え置く。

雑 報

公告

平成28年度福岡県農業大学校養成科の学生を次のように募集する。

平成27年4月24日

福岡県農業大学校長 姫野伸二

1 募集定員等

学 科	募集定員	専攻コース	学生数の基準
養成科	50人	野 菜	20人
		花 き	5人
		果 樹	5人
		水田経営	5人
		畜 産	5人
		総 合	10人

2 修業年限 2年

3 入学試験

福岡県農業大学校学則（昭和55年3月福岡県告示第481号）第11条の規定に基づき

、入学を志願する者に対して、入学試験を行う。

(1) 受験資格

次に定める要件を満たす者が受験できる。

ア 学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による高等学校を卒業した者、若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者（平成28年3月卒業又は修了見込みの者を含む。）、若しくは学校教育法施行規則の規定により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者（平成28年3月31日までにこれに該当する見込みの者を含む。）又はこれらの者と同等以上の学力を有すると知事が認めた者であること。

イ 志操堅固、身体強健な者で次のいずれかに該当するものであること。

(ア) 農業に就業する意欲を有している者

(イ) 農業技術指導者を志し地域農業の振興に意欲を有している者

(2) 試験

試験は、一般入学試験及び推薦入学試験（総合コースは除く。）とする。

ア 試験日程

	一般入学試験	推薦入学試験
願書受付	平成27年11月13日（金） ～11月27日（金） ・午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、県の休日は、受付業務を行わない。 ・郵便による受験申込みは、必ず簡易書留郵便とし、願書受付最終日までの消印のあるものに限り受け付ける。	平成27年9月18日（金） ～10月2日（金）
試験日	平成27年12月11日（金）	平成27年10月21日（水）
合格発表	平成27年12月18日（金）	平成27年10月28日（水）

イ 一般入学試験

(ア) 募集定員 50人（推薦入学の募集定員を含む。）

(イ) 日時、場所等

	日 時	科目等	場 所
平成27年12月11日	午前9時10分～ 午前10時10分	国語（国語総合）	筑紫野市大字吉木767
	午前10時20分～ 午前11時20分	数学（数学Ⅰ）	

(金曜日)	午前11時30分～ 午後0時30分	生物基礎、化学基礎、農業 (農業と環境)のうちい ずれか1科目を選択	福岡県農業大学校
	午後1時10分～	面接	

注) 各科目の配点は100点とし、一定の基準に満たない試験科目がある場合には、総合得点にかかわらず、不合格とする。

(ウ) 受験手続

a 受験願書等の請求及び試験に関する問い合わせ先

福岡県農業大学校(郵便番号818-0004 筑紫野市大字吉木767電話092-925-9129)又は福岡県農林水産部経営技術支援課後継人材育成室(郵便番号812-8577 福岡市博多区東公園7番7号電話092-643-3495)。

郵送によって受験願書の用紙等を請求する場合は、返信用封筒(縦31cm、横22cm以上の大きさで、あて先及び郵便番号を明記し、140円切手を貼ったもの。)を必ず同封すること。

b 受験の申込方法

所定の受験願書に、次に掲げる書類を添えて、福岡県農業大学校に提出すること。

なお、受験手数料は無料とする。

- (a) 調査書(出身高等学校長が作成して封印したもの。) 1部
- (b) 農業経営規模調査(所定の様式によること。) 1部
- (c) 意見書(所定の様式で受験者の住所地を管轄する普及指導センター長が作成して封印したもの。) 1部
- (d) 返信用封筒(縦23.5cm、横12cm程度の封筒に受験者のあて先を明記し、392円切手を貼ったもの。) 2枚

c 受験票の発送

受験票は、12月上旬に発送する。

(エ) 合格者の発表

一般入学試験合格者の受験番号を平成27年12月18日(金曜日)午前9時00分に福岡県農業大学校内に掲示するほか、文書をもって本人に通知する。

ウ 推薦入学試験

(ア) 募集定員 総合コースを除く定員の概ね2分の1以内

(イ) 推薦の要件

3の(1)の受験資格を満たす者であって、次に掲げるa又はbのいずれかに該当するものであること。

a 高等学校を平成28年3月卒業見込みの者にあつては、次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

- (a) 本人若しくは保護者が県内居住者
- (b) 学業成績が優秀で、人物及び健康状態が優れており、学校長が責任をもって推薦できる者
- (c) 福岡県農業大学校に確実に入学する意志を有する者
- (d) 営農意欲がおう盛で、福岡県農業大学校卒業後、県内で就農が確実な者

b 高等学校を平成28年3月卒業見込み以外の者にあつては、次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

- (a) 本人若しくは保護者が県内居住者
- (b) 人物及び健康状態が優れており、市町村長又は農業協同組合長が責任をもって推薦できる者
- (c) 福岡県農業大学校に確実に入学する意志を有する者
- (d) 営農意欲がおう盛で、福岡県農業大学校卒業後、県内で就農が確実な者

(ウ) 日時、方法及び場所

日 時		方 法	場 所
平成27年10月21日 (水曜日)	午前9時30分～ 午前10時30分	小論文 (800字程度)	筑紫野市大字吉木767 福岡県農業大学校
	午前10時45分～	面接	

(エ) 受験手続

a 受験願書等の請求及び試験に関する問い合わせ先

一般入学試験に同じ。

b 受験の申込方法

所定の受験願書に、次に掲げる書類を添えて、福岡県農業大学校に提出すること。

なお、受験手数料は無料とする。

- (a) 高等学校を平成28年3月卒業見込みの者にあつては、次に掲げるもの
- i 調査書（出身高等学校長が作成して封印したもの。） 1部
 - ii 農業経営規模調書（所定の様式によること。） 1部
 - iii 意見書（所定の様式で受験者の住所地を管轄する普及指導センター長が作成して封印したもの。なお、就農予定地が住所地以外の場合は、就農予定地の普及指導センター長が作成したものでも可とする。） 1部
 - iv 推薦書（在籍する高等学校長が作成したもの。様式は自由とする。） 1部
 - v 返信用封筒（縦23.5cm、横12cm程度の封筒に受験者のあて先を明記し、392円分の切手を貼ったもの。） 2枚
- (b) 高等学校を平成28年3月卒業見込み以外の者にあつては、次に掲げるもの
- i 調査書（出身高等学校長が作成して封印したもの。） 1部
 - ii 農業経営規模調書（所定の様式によること。） 1部
 - iii 意見書（(a)のiiiに同じ。） 1部
 - iv 推薦書（所定の様式で住所地の市町村長又は農業協同組合長が作成したもの。なお、就農予定地が住所地以外の場合は、就農予定地の市町村長又は農業協同組合長が作成したものも可とする。） 1部
 - v 返信用封筒（(a)のvに同じ。） 2枚
- c 受験票の発送
 受験票は、10月上旬に発送する。
- (オ) 合格者の発表
 推薦入学試験合格者の受験番号を平成27年10月28日（水曜日）午前9時00分に福岡県農業大学校内に掲示するほか、文書をもって本人に通知する。
- (カ) その他
 推薦入学試験に不合格となった者は、一般入学試験を受験することができる。

この場合、受験願書、農業経営規模調書（志望する専攻コースを変更する場

合のみ）、返信用封筒を再提出すること。

- 4 在学中に行う研修等
- 大型特殊自動車免許（農耕用）、危険物取扱者（乙種4類）、農業用品目毒物劇物取扱者、家畜人工授精師（畜産コースのみ）、フォークリフト運転技能講習、小型車両系建設機械運転業務特別教育講習等の免許や資格取得のための研修や講習を行う。